

# ClassNK 海運EU-ETSセミナー

# 海運EU-ETSの概要

September 2023

Zero-Emission Transition Center  
ClassNK

## ■ Fit for 55（気候変動政策パッケージ）



- 2019年12月：**欧州グリーンディール** の公表  
EUのGHG排出削減目標「2030年までに1990年比で少なくとも55%削減」を掲げる
- 2021年 7月：**Fit for 55** の公表  
EUのGHG排出削減目標の達成のための包括的な気候変動政策パッケージ

【Fit for 55の内、海運セクターへ影響を与える主な政策】

- **EU排出量取引制度（EU-ETS）の海運セクターへの拡大**

**2024年1月1日**から適用開始

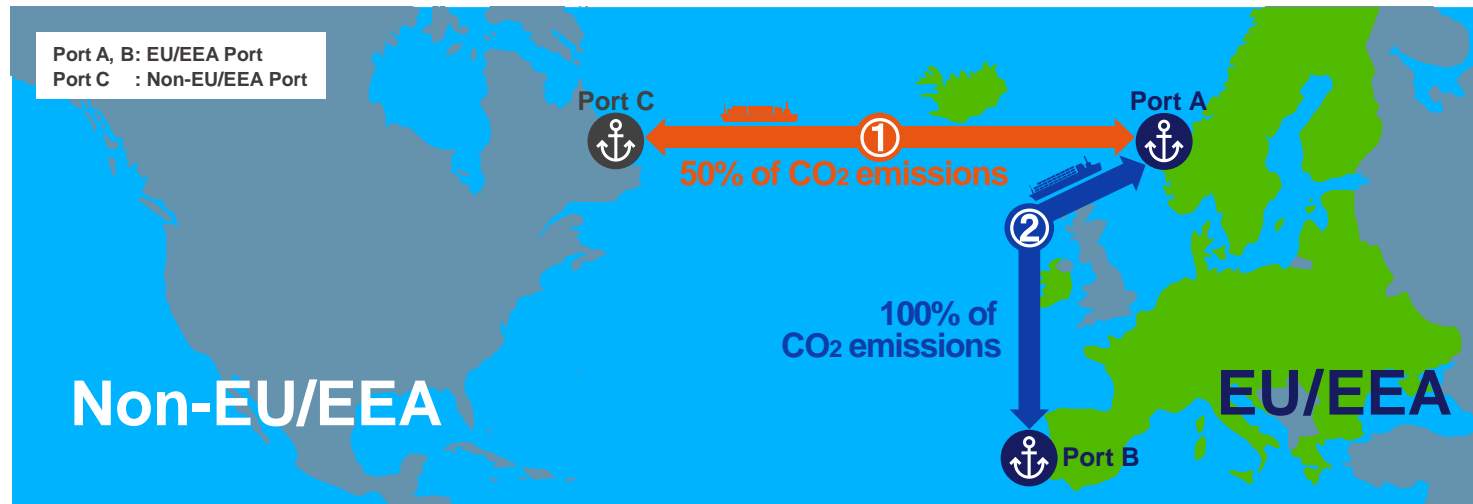
- **FuelEU Maritimeの導入：低炭素燃料への移行促進**

- ✓ 船舶で使用する燃料のGHG強度規制（ライフサイクル評価）（2025年～）
- ✓ 停泊時における陸電使用の義務化（コンテナ船及び旅客船）（2030年～）

**2025年1月1日**から適用開始

## ■ 海運EU-ETSの対象船舶及び対象排出量

- 船舶のEU関連航海における年間CO<sub>2</sub>排出量に相当する排出枠の購入 / 償却 (2024年開始)
  - 総トン数5,000トン以上の船舶
  - EU関連航海/EU域内停泊時に排出するCO<sub>2</sub>排出量が対象



- EU/EEA加盟国の港湾とEU/EEA加盟国以外の航路運航における排出の50% (航路①)
- EU/EEA加盟国の港湾間の航路運航における排出の100% (航路②)
- EU/EEA加盟国の港湾停泊における排出の100% (港湾A,Bでの停泊)

EU-MRV制度  
に基づき検証  
される

## ■ EUから300マイル以内のEU外コンテナ積替港への寄港の取り扱い

- 次の「寄港 (port of call) 」は、海運EU-ETSにおける寄港から除外される
  - 欧州近隣のコンテナ積替港への寄港
    - ✓ EU/EEA加盟国の管轄下にある港から300マイル以内にある港；かつ
    - ✓ 入手可能な直近12ヶ月間データから、総コンテナ輸送量（20フィート換算）の65%以上がコンテナ積替と判断される港

➡ 当該コンテナ積替港のリストが、2023年12月31日までに公表される予定



## ■ 海運EU-ETSの適用対象者

- 適用対象者：**船主、又は、船主から船舶の運航とISMコードに基づく責任を引き受けた者（船舶管理会社や裸用船契約者など）**
  - EU関連航海における年間CO<sub>2</sub>排出量に相当する**排出枠**を**翌年9月30日までに償却(surrender)**
  - 余剰した排出枠は、翌年以降に繰越しもしくは売却することも可能
- 適用対象者は、**EU/EEA加盟国の1つ（Administering authority = 管轄当局）に登録される**
  - 登録の基準：
    - ① EU/EEA加盟国に登録されている船会社：当該船会社が登録されているEU/EEA加盟国
    - ② EU/EEA加盟国に登録されていない船会社：
      - (1) 当該船会社の過去4年間の航海のうち、寄港回数が最も多いEU/EEA加盟国
      - (2) 過去4年間にEUへ寄港していない場合、最初に到着した/最初に航海を開始したEU/EEA加盟国
  - **各船会社が登録される管轄当局リストが、2024年2月1日までに公表される予定**

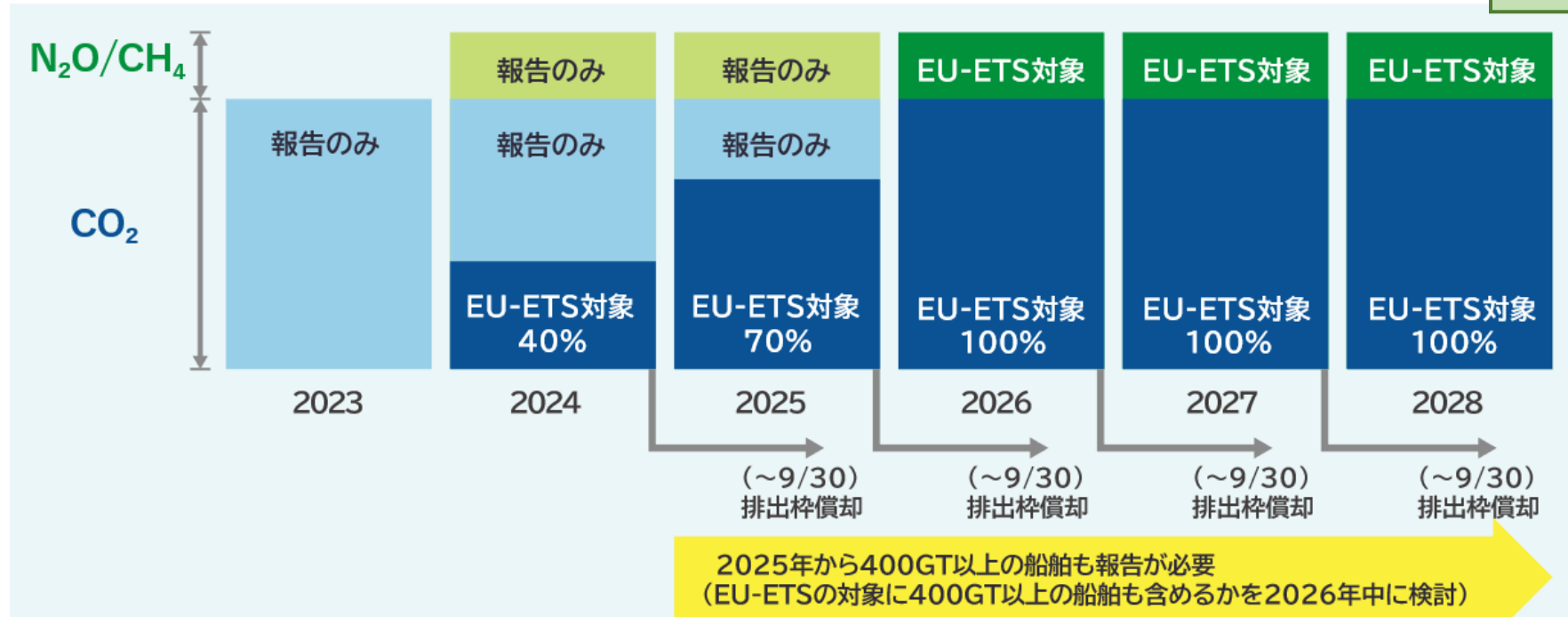
## ■ 海運EU-ETSの罰則

- **必要な排出枠の償却ができなかった場合**
  - CO<sub>2</sub>不足分1トン当たり100 ユーロの罰金  
+  
当該不足分はその翌年に償却が必要
  - 排出枠を2年連続償却できなかった場合、EU/EEA加盟国への入港拒否などの措置

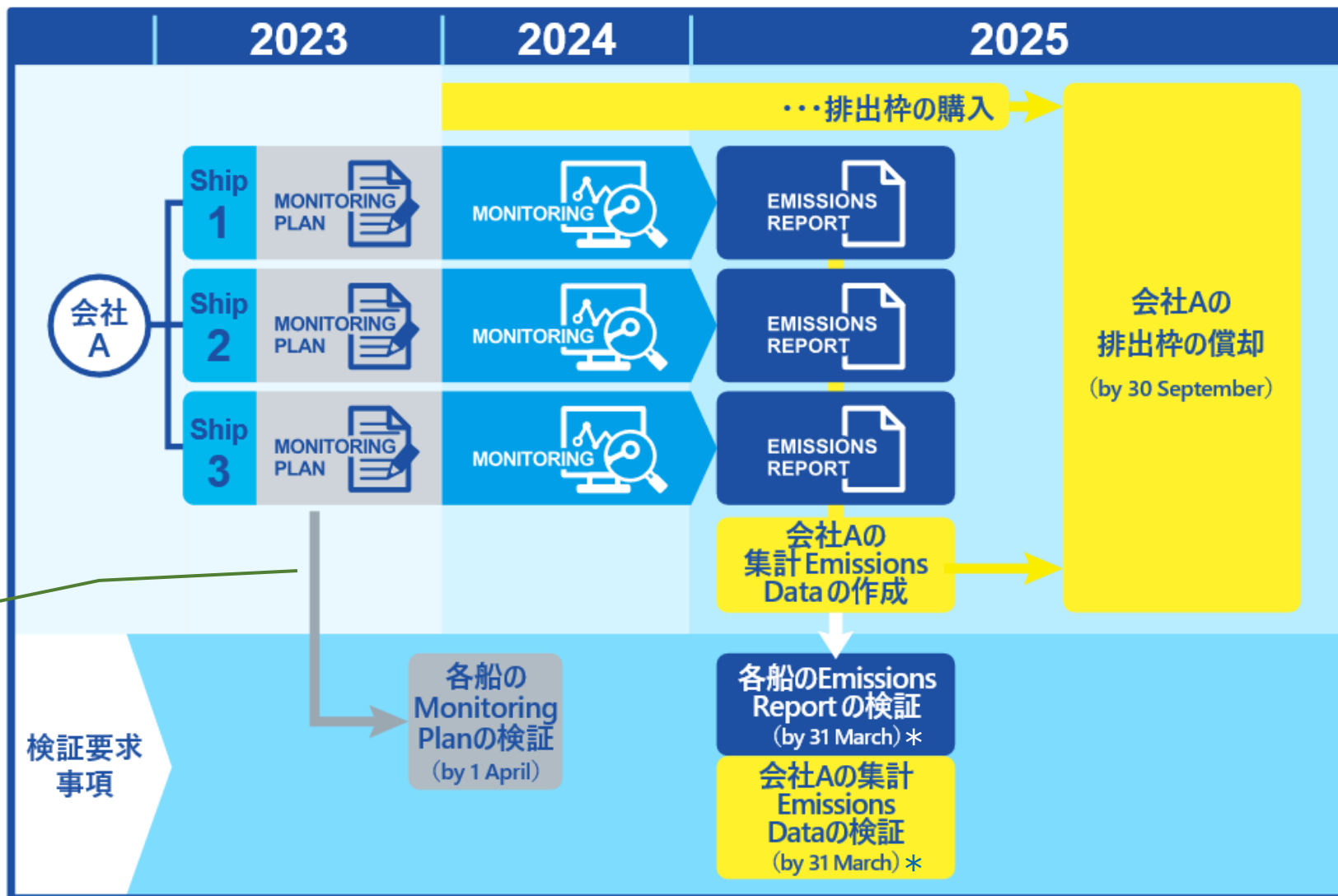
## ■ 海運EU-ETSの導入

- 規制導入後最初の2年間については、排出枠の購入が必要となるCO<sub>2</sub>排出量は次の通り。
  - ✓ 2024年CO<sub>2</sub>排出量：対象となるCO<sub>2</sub>排出量の**40%**（2025年に償却）
  - ✓ 2025年CO<sub>2</sub>排出量：対象となるCO<sub>2</sub>排出量の**70%**（2026年に償却）
- 2026年以降、対象に亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）及びメタン（CH<sub>4</sub>）を追加**
  - 2024年から N<sub>2</sub>O 及び CH<sub>4</sub> を EU-MRV制度の対象に追加

モニタリング方法の詳細は、2023年10月までに公表される予定



## ■ 海運EU-ETSの導入に関するタイムライン



\* 管轄当局の判断で期限の1か月前倒しが可能



## ■ 海運EU-ETS対応に関するFAQ（第1版）の発行（2023年3月）

- 海運EU-ETSの導入に向けて、**規制の概要及び留意点**などについてQ&A方式で解説。
- 新しい情報が判明次第、適宜更新予定。

海運EU-ETS対応に  
関するFAQ  
(第1版)



### 海運EU-ETS対応に関するFAQ（第1版） 目次

Q1.	EU-ETSとは？
Q2.	海運セクターのEU-ETSの概要は？
Q3.	GHG排出量の確認方法は？
Q4.	海運EU-ETSにおける寄港（port of call）とは？
Q5.	海運EU-ETSへの対応として、具体的に何をする必要があるのであるのか？
Q6.	海運EU-ETSにおける排出枠は誰が購入するのか？
Q7.	排出枠はいつ・どこで・どのように購入・償却するのか？
Q8.	規制を遵守できなかった場合の罰則は？
Q9.	海運EU-ETSによって収集された資金の用途は？

[https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/authentication/eumrv/EUETS\\_faq\\_j.pdf](https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/authentication/eumrv/EUETS_faq_j.pdf)

## ■ ClassNK テクニカルインフォメーション（2023年5月） 「欧州排出量取引制度（EU-ETS 指令）の海運セクターへの適用及び燃費報告制度 に関する欧州規制（EU-MRV）の改正について」

[https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/tech\\_info/tech\\_img/T1299j.pdf](https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/tech_info/tech_img/T1299j.pdf)

標題

欧州排出量取引制度(EU-ETS 指令)の海運セクターへの適用及び燃費報告制度に関する欧州規制(EU-MRV)の改正について

**ClassNK**  
テクニカル  
インフォメーション

No. TEC-1299  
発行日 2023年5月24日

各位

EU 排出量取引制度を規定するEU 指令(以下、EU-ETS 指令)の対象を海運セクターに拡大する改正が採択され、2024年1月1日から開始されることが決定しました。これにより、船籍国に関わらず、EEA 加盟国<sup>1</sup> 管轄内の港に寄港する総トン数 5,000GT 以上の船舶に対して、年間ベースでの GHG 排出量に相当する排出枠の償却<sup>2</sup> が義務付けられることになりました。なお、償却を怠った場合は、罰金や EEA 域内への入港禁止等の罰則が定められています。  
また、EU-ETS 指令の適用に関連し、EU-MRV 規則の改正も併せて採択されています。

海運セクターに関する EU-ETS 指令及び EU-MRV 規則改正の概要等について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 海運セクターに関する EU-ETS 指令の概要
  - (1) 規則の名称  
Directive (EU) 2023/959 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 amending Directive 2003/87/EC establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within

## ■ FuelEU Maritime対応に関するFAQ（第1版）の発行（2023年8月）

- FuelEU Maritimeの導入に向けて、**規制の概要や留意点**などについてQ&A方式で解説。
- 新しい情報が判明次第、適宜更新予定。

FuelEU Maritime  
対応に関するFAQ  
(第1版)



FuelEU Maritime対応に関するFAQ（第1版） 目次	
Q1.	FuelEU Maritimeとは？
Q2.	FuelEU MaritimeにおけるGHG強度規定の概要は？
Q3.	船舶の使用エネルギー量及びGHG強度の確認方法は？
Q4.	バイオ燃料を使用した場合のGHG強度の計算方法は？
Q5.	FuelEU Maritimeにおける寄港（port of call）とは？
Q6.	バンキング（貯蓄）、ボローイング（前借）、プーリング（相殺）とは？
Q7.	FuelEU Maritimeへの対応として、具体的に何をすることが必要なのか？
Q8.	FuelEUモニタリングプランとFuelEUレポートとは？
Q9.	FuelEU MaritimeのGHG強度規定の罰金の算出方法は？
Q10.	FuelEU Maritimeにおける罰金は誰が支払うのか？
Q11.	罰金の支払いを怠った場合の罰則は？
Q12.	FuelEU Maritimeにおける陸上電源の使用を義務付ける規定の概要は？



**THANK YOU**

**for your kind attention**

Nippon Kaiji Kyokai (ClassNK)

**Zero-Emission Transition Center**

TEL: +81-3-5226-2031

E-mail: [zxc@classnk.or.jp](mailto:zxc@classnk.or.jp)